

補助金最大

24万円

月最大1万円

山口県外から転入し、
起業される45歳未満の
方に、家賃の一部を最大
24ヶ月間補助します。



補助の対象者は？

次に掲げる全ての要件を満たす方が対象です。

- (1) 市内転入日から1年以内に市内で起業・創業した者
ただし、地域おこし協力隊については、任期2年目から任期終了後1年以内とする。
- (2) U J I ターンしたもので、補助金交付申請時に45歳未満である者
ただし、地域おこし協力隊については、この限りではない。
- (3) 賃貸住宅について1年を超える期間の契約をした者
- (4) 賃貸住宅の所有者等が入居者の3親等内の親族でない者
- (5) 他の公的制度による家賃補助を受けてない者
- (6) 市税等に滞納がない者



補助対象となる賃貸住宅は？

補助対象者が家賃等を支払う市内の借家、賃貸アパートで、公営住宅及び雇用促進住宅は対象外となります。

対象経費とは？

補助対象者が支払う家賃及び付帯する駐車場の使用料で、共益費は除きます。

補助金額と補助期間は？

補助対象経費の**2分の1**で1ヶ月あたり**上限1万円**を**2年間**補助します。

※補助対象経費の合計額金額に千円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。

※賃貸住宅の一部を店舗等事業にかかる用途と併用する場合は、居住部分のみを対象とし、家賃の額は面積按分によるものとします。

留意事項

- ・初年の交付申請は、補助対象者に掲げる条件を満たした後、6ヶ月以内に行ってください。
(地域おこし協力隊は退任後6ヶ月以内)
- ・申請次年度以降は、毎年4月中に行ってください。

お問い合わせ先

山口市 農林水産部 農山村づくり推進課 移住定住担当
TEL：083-934-4646
メール：nousanson@city.yamaguchi.lg.jp